

(別紙様式 2 - 1 (実施要項第 4 条関係))

< 案件名 > 南相馬市病院事業の設置等に関する条例の一部改正 (案)	
区 分	内 容
政策等の趣旨	医療従事者不足等により医療提供体制の維持が困難となっている本市において、地域の継続的かつ安定的な医療提供を図るため、市立病院改革プランの方針に基づき、小高病院と総合病院の再編を行うもの。
〃 目的	小高病院の全病床を総合病院へ移管し、小高病院を外来診療に特化した総合病院の附属診療所として再生することを目的とする。
〃 立案の経緯	入院機能を停止している小高病院の在り方については、南相馬市地域医療あり方検討委員会を中心に検討が重ねられ、これら検討結果を踏まえ、平成 28 年度に南相馬市立病院改革プランが策定されたところであり、小高病院の入院機能を総合病院に移管し総合病院の機能充実を図る。小高病院の外来機能は総合病院のサテライト診療所として再生する。などの改革プランの方針に基づき、平成 30 年 3 月末をもって小高病院と総合病院の再編を行うもの。
立案する際に整理した考え方及び論点	将来に渡り安定的かつ継続的な地域医療提供体制を整え、小高区住民に安心を提供する。
理解するための資料	
ア 根拠法令	
イ 上位計画等の概要	南相馬市立病院改革プラン
ウ 施策等の実施により予想される影響の程度及び範囲	
エ その他、必要な資料	
立案の際に意見を聴取した審議会等及び主な構成員	南相馬市立病院改革プラン策定委員会
意見提出の注意事項	
取扱い等結果の公表予定時期	平成 29 年 12 月下旬以降 (議会議決後)